

岐南町告示第104号

令和6年第3回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月20日

岐南町長 後藤友紀

記

1. 期 日 令和6年9月2日
2. 場 所 岐南町議会議場

◇

○議事日程

令和6年9月2日（月） 第1日

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岐南町一般会計補正予算(専決第2号)) |
| 第 4 | 議案第37号 | 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第38号 | 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第39号 | 町道路線の廃止及び認定について |
| 第 7 | 議案第40号 | 工事請負契約の締結について
(下印食雨水幹線整備工事) |
| 第 8 | 議案第41号 | 令和6年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 9 | 議案第42号 | 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第10 | 議案第43号 | 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第11 | 議案第44号 | 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第12 | 認定第 1号 | 令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 認定第 2号 | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出 |

		決算の認定について
第14	認定第 3号	令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第 4号	令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第 5号	令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第 6号	令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定について
第18	認定第 7号	令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定について



○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年6月、7月、8月の例月出納検査を執行した結果の報告
2. 健全化判断比率及び資金不足比率についての報告
3. 羽島郡正副議長視察研修報告



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10	名	
1	番	広瀬 恵理子 君
2	番	加藤 雅浩 君
3	番	長谷川 淳 君
4	番	村山 博司 君
5	番	松本 暁大 君
6	番	三宅 祐司 君
7	番	松原 浩二 君
8	番	櫻井 明 君
9	番	渡邊 憲司 君
10	番	木下 美津子 君



○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
会計管理	者	小関久志君
総務部	長	堀場康伸君
総合政策部	長	安田悟君
福祉部	長	岩田恵司君
土木部	長	井上哲也君
住民部	長	小野木崇夫君
総務課	長	服部貴司君
財政課	長	記野雅之君
総合政策課	長	摂田真広君
監査委員		河田孝広君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	三輪学
書記		西脇信一郎

開会

午前10時01分 開会

○議長（櫻井 明君） ただいまから2024年（令和6年）第3回岐南町議会定例会を開会いたします。

○議長（櫻井 明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年6月、7月、8月の例月出納検査を執行いたしましたので、結果の報告がございましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 皆さん、おはようございます。

諸般の報告をさせていただきます。

健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書についてご報告をさせていただきます。

令和5年度岐南町会計決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率においては発生をしておりません。実質公債費比率については、7.7%となっており、早期健全化基準を下回っております。また、公営企業会計における資金不足比率については発生をしておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 次に、岐南町議会会議規則第112条の規定により議員派遣を行い、終了いたしましたので、羽島郡正副議長の視察研修報告を行います。

三宅祐司副議長。

○副議長（三宅祐司君） 副議長の三宅でございます。

羽島郡正副議視察報告をさせていただきます。

去る7月25日、26日の2日間にわたり、羽島郡2町の正副議長視察研修を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。

羽島郡正副議長視察研修は、先進的な取り組みをしておられる他市町村を視察することにより、町の将来像の実現に向けて役立てていくこと、さらには岐南町及び笠松町の議員活動や議会の活性化を図るなどを主な目的として実施されております。

今年度は、正月早々に能登の地震が発生し、災害に関して特にこの地域特有である液状化に対して関心が高まりました。液状化の被害とその対策を学ぶということで、東日本大震災時に液状化の被害を受け、いち早く復旧された千葉県浦安市へ視察に行っていました。

浦安市は、昭和37年以前は漁師町として、岐南町より小さい2.62平方キロメートルの面積でしたが、昭和40年以降、埋立事業によりまして、現在18.79平方キロメートルの大きさとなっており、ほとんどが埋め立てられた土地であります。その土地の利用は、もともと陸地であった地域と住宅や商業施設が並ぶ地域、高層マンションや大学等の地域、鉄鋼流通倉庫や加工の地域、大型集客施設のある地域と大きく5つの地域に区分されております。また、人口も増加し続けており、約17万人を超えている市であります。

2011年3月11日の東日本大震災時には、市の86%に当たる14.55平方キロメートルが液状化の被害を受けました。特に大きな被害を受けたのが埋立地域であったようで

す。市全体で、戸建てを中心に地盤沈下による家屋の傾きは約3万7,000世帯、液状化地域での上水道の被害は607か所の漏水、下水道の被害は、液状化土砂の管路等への流入やマンホールの浮上による管路の断裂など。ガス管も、管の接手部の損傷と土砂流入による供給停止や、電柱の傾斜と沈下、地下ケーブル等の破損により約2,500世帯が停電、さらに噴出土砂による交通障害及び沈下と119か所の陥没により道路被害延長などが112キロにも及ぶ。河川護岸では最大70センチの沈下、最大3メートルの海側へのせり出しがみられました。また、液状化による地中からの土砂噴出量は約7万5,000立方メートルに達していたとのこと。

ただ、幸いにも公共施設は一部被害があったものの、避難所として全て開設をし、避難者を受け入れることができていたとのこと。

このような被害に遭い、その後の応急的な復旧については、電気が3月13日、ガスは3月30日、下水道は使用の制限や仮設トイレでの対応をし、約1か月後の4月15日まで時間を要したとのことでした。

浦安市では、被災の道路、上下水道など都市基盤となる施設の復旧を中心的に進める復旧期からそれを軌道に乗せつつ、同時に再生への取組を再生創成期と位置づけをして、災害に強いまちづくりの計画を、平成23年度に平成32年までの復興計画として策定されました。

具体的には、まずは生活再建を最優先で取り組み、緊急輸送道路などの主要な幹線道路や駅前の広場など利用者の多いところを中心に液状化対策工事を実施するものでした。

復旧・復興に関しての財政的な面では、ソフト・ハード面合わせて総事業費約700億円に上りましたが、5割を超える約360億円の国からの負担金などを確保したとのこと。

そのほか、道路、上下水道等の具体的な被害状況や、その費用や、対策工事など具体的な説明を受けました。

特に浦安市が経験をし苦労されたところは、真っ先に露出配管で水道が使えるようにしたこと、下水道の被害が明らかになり、汚水の緊急的な予備ポンプの設置などで対応、これにより下水道が使えなくなる期間が発生し、公共施設、小学校や公園です、こちらに仮設トイレを780か所設置、また住民には簡易トイレとされる便袋30万3,352枚を各世帯に配付し、対応することになったこと、また道路の液状化対策に関して、住民が自宅前の道路に液状化対策を希望されましたが、道路のみに対策を施すと民地に悪影響を及ぼすことがあることを説明をし、全ての道路でなく、事前の備えをしなくてはならない緊急輸送道路や主要な幹線道路とすることに理解を得て進め

てきたこと、そのほか、国の負担金や補助金の要望や、職員に重機の免許を取りに行かせ、復旧作業を進めたことなど、多くの苦勞や困難があり、現在に至っているとのことでした。

現在に至っても、震災の教訓として、市民に対して、堅牢、つまり頑丈な住宅では避難場所に来ることが全てではないこと、避難先の選択として自宅にとどまること、とどまることで自助の部分の備蓄品をしっかりと備えること、特にトイレに関する便袋などを事前の対策として周知し続けている。

もう一つ、震災後、市単独での対応に限界があるため、応援職員を受け入れるための体制整備が必要で、宿泊施設、食料の確保を含めた受入れ体制を強化する必要があり、市側が課題を抽出し、取り組まなければならないということ。

そして、近隣の市町の協力体制についてもちょっと質問したわけですが、大きい部分におきましては国ということですが、市のレベルでいうと、隣の江戸川区と協定を結び協力体制を取っていますが、近隣である首都直下が起きてしまうと同じように被災しますので、遠方の市町村との協力関係を、東日本大震災以降は協定を結んでいるとのこと。ちなみに、遠方というところが愛知県弥富市ということでした。

最後になりますが、平成31年に公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果の液状化危険度を示したデータにおいて、岐南町は全域が液状化指数P L値15で、液状化の可能性が高い地域であります。

参考に、P L値ゼロから5というのが低リスク、5から15が中リスク、15以上が危険という数値でございます。浦安市と同様、液状化の被害が懸念される地域であり、今回の視察研修で得た成果を、これからのまちづくり、特に防災に関して生かしてまいりたいと思います。

以上で研修報告を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、岐南町議会会議規則第120条の規定により、議長にお

いて1番 広瀬恵理子議員、2番 加藤雅浩議員の両名を指名します。



第2 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間と定めたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの26日間と決定します。



第3 承認第4号から第18 認定第7号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第3、承認第4号から日程第18、認定第7号までの16案件を一括し、議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この16案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案件は、令和6年度岐南町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により令和6年7月31日付で専決処分をいたしたもので、歳入歳出それぞれ5,350万円を増額し、歳入歳出ともに92億2,430万5,000円にいたしたものでございます。

歳出の内容につきましては、民生費におきまして、令和6年度の住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯に対し、一律10万円を支給するエネルギー・食料品価格等高騰支援給付金として4,200万円、給付金の支給対象となった世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給する子どもに対する生活支援金として1,150万円を増額させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,350万円を増額し、財源といたしたものでございます。

次に、議案第37号 岐南町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、令和6年6月26日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行するものでございます。

次に、議案第38号 岐南町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、私の公約の一つでもございます、子供の医療費助成の対象年齢を、現行の15歳までから高校生世代である18歳まで拡充し、令和7年4月1日以降に社会保険各法の規定による保険給付もしくは対象となる療養の給付等の全額を助成または支給するものでございます。

また、児童扶養手当法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例は、児童扶養手当法施行令の改正に伴う第2条第1項第3号及び第4号の改正規定は令和6年11月1日、子供の医療費助成拡充に伴う第2条第1項第1号の改正規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第39号 町道路線の廃止及び認定についてご説明を申し上げます。

本案件は、厚八橋架け替えに伴い、町道329号線の終点位置が変わることから、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、当該路線の廃止及び認定について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案件は、八剣北5丁目地内の下印食雨水幹線未改修区間において、水路断面を拡幅する改修工事を実施するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、去る8月20日に一般競争入札を実施いたしました結果、岐阜県岐阜市向陽町26番地、永井建設株式会社代表取締役 梅田克彦と5,390万円の工事請負契約を締結いたしたいものでございます。

次に、議案第41号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,325万4,000円を増額し、95億7,755万9,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費におきまして、職員の退職及び長期休暇等の欠員に伴う人材派遣委託料として455万5,000円、コンプライアンス推進委員会に対し助言や

研修会等の支援業務を行う講師謝礼として71万9,000円の増額、民生費におきまして、令和7年4月から施行予定の高校生世代の医療費無償化事業関連経費として70万8,000円、令和5年度福祉医療助成事業の精算に伴う県支出金過年度返還金として1,293万8,000円、介護保険特別会計繰出金として185万3,000円、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金事業及び児童手当交付金の精算に伴う国県支出金過年度返還金として168万6,000円、令和5年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫支出金過年度返還金として326万円、森林環境譲与税を活用し国産材を使用したロッカー等を購入するための備品購入費として261万9,000円の増額、商工費におきまして、町企業立地促進事業補助金として459万3,000円の増額、土木費におきまして、道路維持補修工事費として301万5,000円、道路改良工事費として1,564万2,000円、町道整備計画路線用地等買収費として530万4,000円の増額、教育費におきまして、寄附金を活用した東小学校の教材用備品購入費として10万円、岐南中学校防犯カメラの更新工事費として257万4,000円、北小学校屋外トイレ改修工事監理業務委託料として77万円、北小学校屋外トイレ改修工事及び総合体育館窓開閉装置改修工事費として2,291万8,000円の増額、諸支出金におきまして、財政調整基金積立金として2億7,000万円の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、県支出金におきまして、ぎふ地域DX推進補助金28万7,000円の増額、寄附金におきまして、教育総務費寄附金10万円の増額、繰入金におきまして、国民健康保険特別会計繰入金55万9,000円、介護保険特別会計繰入金1,269万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金983万3,000円、森林環境譲与税基金繰入金250万円の増額、繰越金におきまして、3億1,568万2,000円の増額、諸収入におきまして、スポーツ振興くじ助成金1,122万9,000円、過年度収入37万円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正におきましては、令和7年度から令和9年度を事業期間とした学童保育運営事業及び令和6年度から令和11年度までを事業期間とした公共施設予約システム運用費用の限度額を計上いたすものでございます。

次に、議案第42号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,314万9,000円を追加し、26億364万3,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、令和5年度の保険給付費等の精算に係る償還金として2,258万9,000円、令和5年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として56万円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、繰越金2,314万9,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第43号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億451万7,000円を追加し、21億2,035万9,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、令和5年度保険給付費等の精算に係る償還金として8,152万4,000円、令和5年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として1,269万5,000円、保険給付費に係る介護サービス等諸費として319万3,000円、高額医療合算介護サービス費として710万5,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金220万1,000円、支払基金交付金278万円、県支出金128万7,000円、一般会計繰入金185万3,000円、繰越金9,639万6,000円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第44号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,507万1,000円を追加し、6億8,052万3,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金として1,523万7,000円、繰出金として983万4,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、令和5年度療養給付費負担金及び保健事業費負担金に係る過年度収入として744万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰越金1,762万8,000円をもって財源といたすものでございます。

次に、認定第1号 令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額99億5,545万7,278円に対しまして、歳出総額92億7,047万2,010円でございます。

歳入歳出の差引額は6億8,498万5,268円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち一般財源を用いた事業は、繰越明許費繰越額分として、町長選挙経費及び町議会議員補欠選挙経費、総合健康福祉センター施設改修事業、厚八橋架替事業、小中学校の学校施設改修事業への総計5,745万4,000円でございますので、実質収支額は6億2,753万1,268円となっております。

これは、町税をはじめとする財源の確保ができたことによりこの決算をいたすことができたものであり、ここにご報告をさせていただく次第でございます。

なお、決算額につきましては、決算書の1ページから12ページまでに記載のとおりでございます。

ウクライナ情勢の長期化等によるエネルギー価格・物価上昇が町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす中、数度にわたる補正予算により、迅速に町民の皆様のご健康や生活、経済活動を守るための対策を無事遂行することができました。

各事業の決算額につきましては、決算書14ページから87ページまでに記載をしたとおりでございます。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

次に、認定第2号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額27億1,139万5,389円に対しまして、歳出総額25億7,231万9,830円でございます。

歳入歳出の差引額は、1億3,907万5,559円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税が6億289万1,100円、県支出金17億3,532万9,043円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が16億7,171万2,616円で歳出総額のおよそ65%を、国民健康保険事業費納付金が7億5,672万2,783円でおよそ29%を占め、主な歳出となっております。

次に、認定第3号 令和5年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額21億1,707万2,381円に対しまして、歳出総額20億1,803万1,236円でございます。

歳入歳出の差引額は、9,904万1,145円でございます。

歳入につきましては、介護保険料4億5,521万2,980円、国庫支出金4億4,868万3,720円、支払基金交付金4億9,577万3,152円、県支出金2億9,310万2,416円、繰入金3億1,667万7,000円、繰越金9,479万5,420円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が17億7,745万3,690円で歳出総額のおよそ88%を、地域支援事業費が1億2,087万1,648円でおよそ6%を占め、主な歳出となっております。

次に、認定第4号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額6億3,828万3,310円に対しまして、歳出総額6億2,065万

5,091円でございます。

歳入歳出の差引額は、1,762万8,219円でございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が2億9,570万4,800円、繰入金2億9,419万1,937円等が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億8,356万1,747円で歳出のおよそ94%を占め、主な歳出となっております。

次に、認定第5号 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額2億3,997万86円に対しまして、歳出総額2億3,897万86円でございます。

歳入歳出の差引額は、100万円でございます。

歳入につきましては、負担金が1億5,997万4,321円で歳入総額のおよそ66.7%を占めております。

歳出につきましては、教育総務費が1億3,825万5,788円で歳出総額のおよそ57.9%を占めております。

事業の内容等詳細につきましては、決算認定資料に記載してございますので省略をさせていただきます。

次に、認定第6号 令和5年度岐南町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は4億739万3,607円、内訳につきましては、営業収益が2億6,632万701円、営業外収益が1億4,107万2,906円でございます。

対する収益的支出の決算額は3億1,339万4,679円、内訳につきましては、営業費用が3億1,079万9,049円、営業外費用が230万9,963円、特別損失が28万5,667円でございます。

なお、損益計算書における当年度純損失は、1,269万1,052円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は8億1,766万897円、内訳につきましては、企業債が7億7,000万円、負担金が4,765万9,700円、その他資本的収入が1,197円でございます。

対する資本的支出の決算額は12億2,637万9,197円、内訳につきましては、建設改良費が12億2,098万2,392円、企業債償還金が539万6,805円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額4億871万8,300円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1億664万8,470円、過年度分損益勘定留保資金から

4,502万7,808円、建設改良積立金から2億5,704万2,022円で補填をいたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので説明を省略させていただきます。

最後に、認定第7号 令和5年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は7億552万2,012円、内訳につきましては、営業収益が2億9,693万5,938円、営業外収益が4億858万6,074円でございます。

対する収益的支出の決算額は6億147万5,333円、内訳につきましては、営業費用が5億5,914万2,326円、営業外費用が4,233万3,007円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は、8,840万2,406円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は4億1,323万4,120円、内訳につきましては、企業債が2億4,360万円、補助金が4,289万5,000円、負担金が1億2,673万7,420円、その他資本的収入が1,700円でございます。

対する資本的支出の決算額は6億694万5,943円、内訳につきましては、建設改良費が3億4,633万6,361円、固定資産購入費が20万9,000円、企業債償還金が2億6,040万582円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額1億9,371万1,823円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から3,104万6,401円、過年度分損益勘定留保資金から631万2,654円、当年度分損益勘定留保資金から1億5,635万2,768円で補填をいたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので説明を省略させていただきます。

以上で提案説明を終わります。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

次に、監査委員に認定第1号から認定第7号までの決算認定について監査報告を求めます。

監査委員 河田孝広君。

○監査委員（河田孝広君） 認定第1号から第7号の令和5年度岐南町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算の各決算資料につきまして、去る7月10日、7

月18日、7月25日、7月30日に慎重に審査いたしました結果、適正であると認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 以上で監査報告は終わりました。

————— ◇ —————

休会

○議長（櫻井 明君） お諮りします。明日から9月4日までの2日間は議案精読のため休会とします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明日から9月4日までの2日間は休会と決定いたしました。9月5日午前10時から会議を再開いたします。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議会日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時46分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

広 瀬 恵理子

岐南町議会議員

加 藤 雅 浩